

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】（SA51 r.8.0）	p51-2	記載を適正化しました。 （旧）系統概要図を第9.6.1図から第9.6.2図に （新）系統概要図を第9.6.1図及び第9.6.2図に	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】（SA51 r.8.0）	p51-2	技術的能力との設備整合に伴い、使用するサポート設備について明確に記載適正化しました。 （旧）・・・記載なし・・・ （新）本系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却設備から供給できる設計とする。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】（SA51 r.8.0）	p51-3	技術的能力との設備整合に伴い、非常用取水設備の区分を適正化しました。 （旧）その他、設計基準事故対処設備である原子炉格納施設の原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用し、設計基準事故対処設備である非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室を重大事故等対処設備として使用する。その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及び原子炉補機冷却設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。 （新）その他、設計基準事故対処設備である原子炉格納施設の原子炉格納容器を重大事故等対処設備として使用する。その他、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備、原子炉補機冷却設備、非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室を重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】（SA51 r.8.0）	p51-6	他条文への飛ばし記載について記載を統一しました。 （旧）非常用取水設備の貯留堰、取水口、取水路、取水ピットスクリーン室及び取水ピットポンプ室については、「10.8 非常用取水設備」に記載する。 （新）非常用取水設備については、「10.8 非常用取水設備」に記載する。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】（SA51 r.8.0）	p51-4	他条文と記載統一し系統構成に必要な弁への給電について追加しました。  ・また、系統構成に必要な電動弁（交流）は、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】（SA51 r.8.0）	p51-4, 51-5, 51-6	<p>【条文間でのSA手段名の記載統一】</p> 51条の「溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延防止」のSA手段として設定している炉心注水、代替炉心注水については、47条において適合方針及び43条適合性の設計方針を記載しており、51条側にて47条への飛ばし記載としている。           51条及び47条にて、SA手段名称が相違した状態であったため、47条のSA手段名称に修正しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高压注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる原子炉容器への注水              ⇒<u>炉心注水（高压注入ポンプ）又は炉心注水（余熱除去ポンプ）</u>              による原子炉容器への注水</li> <li>・ 充てんポンプによる原子炉容器への注水              ⇒<u>炉心注水（充てんポンプ）</u>による原子炉容器への注水</li> <li>・ B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）              による原子炉容器への注水              ⇒<u>代替炉心注水（B-格納容器スプレイポンプ）</u>による原子炉容器への注水</li> <li>・ 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水              ⇒<u>代替炉心注水（代替格納容器スプレイポンプ）</u>による原子炉容器への注水</li> <li>・ B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水              ⇒<u>代替炉心注水（B-充てんポンプ（自己冷却））</u>による原子炉容器への注水</li> </ul>	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】（SA51 r.8.0）	添51-6, 51-7	同上 （「各手段について47条で示す」とした段落末尾の記載についても追記）	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】（SA51 r.8.0）	添51-10	<p>【複数条で共通して設定するSA手段の記載充実及び整合】</p> 49条において設計基準拡張の手段としている原子炉格納容器スプレイ設備、50条においてSA手段としている格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ、51条においてSA手段としている格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水について、女川の記載構文を参照し、設備概要の記載内容を充実させるとともに、各条の記載内容が整合するよう統一しました。	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】（SA51 r.8.0）	添51-12 添51-22 添51-23	重大事故等対処設備一覧について、本文と技術的能力に合わせて適正化しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備） 2.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備【51条】（SA51 r.8.0）	添51-20	【複数条で共通して設定するSA手段の記載充実及び整合】 49条，50条においてSA手段としている代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器の冷却（原子炉格納容器内へのスプレイ），51条においてSA手段としている代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水について，系統構成のみが相違する47条の代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水もあわせて，女川の記載構文を参照し，設備概要の記載内容を充実させるとともに，各条の記載内容が整合するよう統一しました。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 51条（SA51H r.8.0）	p51-1-8	設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号のタイトルの誤記を修正しました。  （旧）常設重大事故等対処設備の容量等について （新）設置場所について	